

二 巡 目 一 時 立 入 り 実 施 要 領

平成23年8月29日時点

1. バス方式の立入り（旧方式）実施要領

- 従前のバスによる集団での立入り方式は、自家用車等による立入りを希望しない住民の方々のために、従前の実施方法に則り、引続き実施する。

2. 自家用車による立入り（新方式）実施要領

(1) 意向確認書及び立入日の通知

- 市町村は、①住民に一時立入りに関する申請書を送付、②住民からの返信に基づき（マイカー）立入り希望者の名簿を作成、③立入可能日毎に一定のまとまりを持った区域を割振る、④当該割振りに基づき、住民に立入日を文書等により通知する。

(2) 中継基地

- 中継基地は、南相馬市馬事公苑及び広野町体育館を使用する。
- 南相馬市馬事公苑については、南相馬市及び浪江町が原則交互に利用することとし、広野町体育館については、大熊町及び楢葉町、双葉町及び富岡町が原則交互に利用する。
- 中継基地の開設時間は、午前9時から午後4時（ただし、10月15日からは午前8時半から午後3時半）とする。

(3) 受付

- 受付は原則として午前9時及び午前10時半の2グループ制とする。
- 立入りをを行う住民（以下「立入者」という。）は、中継基地において身分証明書を提示の上受付を行い、通行証、個人線量計、防護装備及びトランシーバを受取る。市町村職員は、立入者全員について、受付名簿及び身分証明書に基づき本人確認を実施する。
- 立入者は、駐車場にてトランシーバの車載用アンテナを立入車両に取付け、警戒区域へ立入りをを行う。立入車両は、意向確認書において登録された車両とし、一世帯一台を限度とする。

(4) 検問所の通過

- 立入者は、受付時刻、車番及び立入人数等が記載された通行証を立入車両のダッシュボードに掲示し、検問を通過する。

(5) 警戒区域内での行動

- 警戒区域内では世帯単位の行動を原則とする。
- 立入者は、警戒区域内においては、道路状況が不安定なことを踏まえ、安全に十分配慮して運転する。信号が機能しない交差点においては、交通法規に従い、一時停止を徹底する。

(6) 警戒区域からの退出

- 立入者は、受付後4時間以内に中継基地に戻り、通行証、個人線量計、防護装備及びトランシーバを返却する。
- 市町村職員は、中継基地終了時間の1時間前から、受付名簿に基づき立入者の退出状況を確認する。終了時間の30分前に、巡回バスに連絡し、未退出立入者への早期退出の注意喚起を行う。併せて登録された携帯電話での連絡も試みる。

(7) スクリーニング

- 警戒区域退出時のスクリーニングは南相馬市馬事公苑（中継基地前の駐車場）及び道の駅ならはにおいて実施する。
- 立入者、持出物、立入車両について、原則スクリーニングを行うこととする。
- 食べ物、家畜等の生物及び屋外に置いてある物については持出しを認めない。
- 立入者はスクリーニング終了後、中継基地において防護装備を脱衣し、東電の回収窓口に返却。併せて、通行証、個人線量計、防護装備及びトランシーバを返却し、積算線量の通知を受ける。
- 車持ち出しのための立入りは、原則として二巡目の一時立入りが一巡した後に実施する。具体的な実施日は車持ち出しの希望者数を集計した上で、市町村と現地対策本部で調整する。

(8) 安全確保

- 市町村職員は、立入りを実施する区域内において巡回バスに乗車し、不測事態発生時には、以下の類型に従って対応する。
 - ①原子炉施設に異常が生じた場合
 - 衛星携帯を通じて情報を入手し、巡回バスからトランシーバを通じ、立入者に異常を報せる広報を実施する。立入者に、直ちに警戒区域からの退出を促す。
 - ②立入者に異常が生じた場合
 - 立入者はトランシーバを通じ、巡回バスに異常を通報する。通報を受けた市町村職員は巡回バスから衛星携帯を利用して中継基地に通報し、必要に応じて、警察、消防等の関係職員の派遣を要請する。
 - 道路の地割れ又は陥没等により立入車両が運転できない状態となった場合は、原則として立入者は巡回バスに同乗して警戒区域を退出する。
※トランシーバによる通報は同報通信となるため、他の立入者も認知し得ることに注意する。